

# マイナンバーカードの積極的な取得と利活用のお願い

マイナンバーカードは、令和2年9月に開始されたマイナポイントによる消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用、また、各種証明書のコンビニでの取得や、e-Taxによる確定申告での利用、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

つきましては、下記のとおり、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

## 1 広報素材を活用した周知・広報

マイナンバーカードのメリットや安全性等を紹介する広報素材（リーフレット、ポスター、チラシ及び説明動画）を、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」

(URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>) に掲載しておりますので、会員又は従業員の皆様へ周知いただくよう、お願いいたします。

### 【広報素材】

#### ○リーフレット

- ・マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル
- ・利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！
- ・マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！
- ・マイナポイント25%もらえる！マイナンバーカードの申請はお早めに！
- ・2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！
- ・つくってみよう！マイナンバーカード
- ・持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性
- ・こんなときあってよかった！マイナンバーカード
- ・マイナンバーとマイナンバーカード この2つの違いは？

#### ○ポスター

- ・これからは手放せない！マイナンバーカード

#### ○チラシ（外部サイトへのリンク先）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

#### ○説明動画（外部サイトへのリンク先）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

## 2 確定申告におけるマイナンバーカードの利活用

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、令和3年1月からは、マイナンバーカードを利用したスマホ申告がより利用しやすく改善され、また、生命保険料控除証明書等をマイナポータル経由で一括取得でき、確定申告書に自動入力すること（マイナポータル連携）が可能となります。

この取組については、国税庁ホームページ内の「国税庁ホームページでの申告書作成・e-Tax送信がますます便利に！」（URL：

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r2\\_smart\\_shinkoku/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r2_smart_shinkoku/index.htm)）に掲載しておりますので、会員又は従業員の皆様へ周知いただくよう、お願いいたします。

## 3 マイナンバーカード取得促進の取組実績の情報提供

国税庁において今後の取組の参考とするため、マイナンバーカード取得に関して独自の取組を実施又は把握された場合には、情報提供いただきますよう、お願いいたします。

なお、別添の企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例について、取組の参考としてください。

国税庁